

は、武神として願をかけられることもあった（一（二など）。

又、貴族・武士層には、「萬人ノ歎愁」^{下上}を天聴に入れる神として、特に官途のことを頼まれたごとくであり、武神としても認められている（三（一）・（ト））。

賀茂社を頼む人々の層、及び、かける願が広範に渡っていることはその性格を曖昧にさせているが、平家物語における神々信仰の基調を示している神社と逆に言えそうである。

ともあれ、賀茂明神は、その位置から「源中納言夢」の例の場に列していたものと認めてよいのではないか。

〔論文受理 昭五五・九・一〕

あつた。

「堀川院御宇承保元年」とあるが、白河天皇の時代、承保元年十月十一のことであろうか。

(木)は、盛遠が渡を安々と討てたことを神々に感謝しているところである。

こここの神社の順序も何によつたか詳にし得ない。ただし、春日社が最初に置かれたのは一(イ)と同じく藤原氏に属するからかと思われる。又、稻荷社、祇園社の対は既に、一(木)・二(二)などにみえる。

(ハ)・(ト)は、頼義が三人の息子を石清水・賀茂・新羅の各社に奉つたことをのべたところである。

(ト)によれば、頼義の意図は「國家ヲ守ランタメ家門ノ繁昌ヲ思故」であつたという。賀茂明神が国家守護の神である例は一(二)にみえる。

「家門の繁昌」は武家なので、武神にあやからうとしたというところであろう。

(チ)は、法住寺殿脱出後の上皇の足取りをしるしたところである。

『吉記』の承永二年七月二十五日の記事には「令參新熊野新日吉等給」とあるが、賀茂社は見えない。

(リ)は、宝剣を探索して、賀茂明神に上皇が祈誓するところである。

藤井隆氏は「賀茂明神は海女を指名されるだけで、海女が竜宮迄行けたのは貴僧の寄合書の如法経を身に巻いたためなので、賀茂の靈験色は薄い」と指摘されている。

三種の神器が無事に戻るよう祈られたことは一(ハ)にみえるが、こ

こでは「寶劍ノ向後」探索になつていて、やや色合いを異にする。

賀茂明神は形而上界を見破る靈力があるということなのであろうか。

安徳天皇が竜王の「次郎王子」「竈川上ノ大蛇」であつたという

解釈は『愚管抄』の

其後コノ主上ヲバ安徳天皇トツケ申タリ 海ニシヅマセ給ヒヌ

ルコトハコノ王ヲ平相國イノリ出シマイラスル事ハ安藝ノイツクシマノ明神ノ利生ナリ コノイツクシマト言フハ龍王ノムスマナリト申ツタヘタリ コノ御神ノ心ザシフカキニコタヘテ我身ノコノ王ト成テムマレタリケルナリ サテハテニハ海ヘカヘリヌル也トゾコノ子細シリタル人ハ申ケル

という説と微妙な異同をみせる。赤松俊秀氏は「愚管抄のこの部分の記事は延慶本によつて作られた、と推測される」と述べられたが、「愚管抄」には嚴島社批判が暗にあるようで、毒のない延慶本・源平盛衰記のものが先出とは考えにくい。

(注一) 藤井隆「御伽草子の寺社縁起物の考察」(『國語と國文學』

昭和五五年五月号 所収)

(注二) 日本古典文学大系『愚管抄』 五〇五頁

おわりに

賀茂社は石清水八幡宮と並称されて、伊勢神宮に次ぎ(三(ロ))、かつ、春日社の上位におかれている。

賀茂明神は、平安京の地主神的面もあり(一(ハ))、天皇や上皇の尊崇他に異なるものがある(一(ロ))。特に、皇室の保全のため、或い

向後ヲ有御祈誓 第七箇日ニ有御夢想 寶劍ノ事長門國壇浦ノ老松若松ト言蟹ニ仰テ尋聞召ト靈夢新也ケレハ法皇還御九郎判官ヲ被召テ御夢旨ニ任テ被仰舍

（老松若松尋劍）

源平盛衰記だけにある用例は、右の十例である。

(イ)は、清盛が福原にいる時に、賀茂明神が禿に現して近習にいたという禿の逸話である。

この賀茂明神は「御近習ニ有」つたということであるから、「八葉大臣」の「善者ノ童」と同様に「萬人ノ歎愁」^{下上}を天聴に入れる役をはたしていたかと考えられる。

一・二で賀茂社に官職就任を祈つた話が出てきたが、賀茂社が選ばれた背景として、源平盛衰記は「萬人ノ歎愁」を天聴に入れることを思い浮かべているのかもしれない。

(ロ)は、和歌について、「住吉 玉津嶋」が「此道ノ崇神」である^{下上}ばかりでなく、神々の「託宣ノ詞ハ夢想ノ告」が全て和歌であることをあげて、和歌が「神道ノ妙ニ叶」つてることを述べるところである。

神社の順序は一(イ)の覚一本に一致する。猶お、「野守鏡」も太神宮はさかづきにさやけき影をうかべ宇佐はいさぎよき心を忘れず賀茂は雲わけてのぼる誓をたて春日は南の岸に北の藤なみをよせ

とあって、宇佐、石清水の違いはあるが、ほぼ一致しているのである（春日明神の例は源平盛衰記にみえる）。

(ハ)は、西行が諸国修行の途に上るにあたつて賀茂社に詣でて「カシコマル」の歌を詠んだことをあげて、重盛の心を描いているところである。

西行は賀茂明神との別れを惜しみ、中途で倒れることを懸念して「後世ノ事ヲ申」したのであろう。西行が賀茂社に詣でたのは、例のあり方からみて、重盛と熊野社との関係に匹敵するようなよしみからと想像されるのであるが、これだけでは、道祖神的性格によつてかとも思われる。

猶お、「山家和歌集」の詞書きは

そのかみ心ざしつかふまつりけるならひに世をのがれて後も加茂にまゐりけり 年たかくなりて四國の方修行しけるに又かへりまるらぬこともやとて仁安二年十月十日の年まゐりて幣まるらせけり 内へもまるらぬことなればたなうの社にとりつきてまるらせ給へとて心ざしけるに木の間の月ほのぐと常よりも神さびあはれにおぼえてよみける

とあって、「四國の方修行」であったことなど源平盛衰記とやや異なる。『山家和歌集』の方が惜別の思いでととのつていることからすると、源平盛衰記は「後世ノ事ヲ申」したことが出すぎている（勿論、これは重盛の心に対応させるためでもあろうが）気がする。

(ニ)は、行幸を軍兵が護衛して注目された例として、義家のそれがあげられたところである。

ここは、天皇の両社への行幸であるが、(ロ)には、上皇の御幸があげられたところである。

されることは、成親にしても、邦綱にしても、攝政・関白とは縁遠い藤原氏であることである。春日社について調べた限りでは、源平盛衰記で、摂関家以外の藤原氏の官職就任に春日明神が関る例はあまりな（く、賀茂明神とかわらな）い。

「賀茂皇太神宮記」は「此富榮果報ゆ、しき事はさる時母の御かた餘りに家貧しければ賀茂の御社へ参り給ひて福力の身となし給へと信心深く祈念申されければ其夜の夢に檜榔子の車の胎内に宿ると見えてより程なく生れ給ふ 大納言邦綱卿にておはしけるとなり」と、類似の靈験譚ながら、その「富榮」に関心を寄せている。

延慶本には、このはなしはない。

（注一）拙稿「延慶本『平家物語』・『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』における天照大神〔〕（『人文』第四号 所収）

でふれたことがある。

（注二）『平家物語研究事典』五六頁「宇治」の項（三木紀人氏執筆）

三

（イ）入道福原ニ御座ケル時ハ賀茂大明神禿ニ現シテ三百人ニ打マキレテ御近習ニ有ケリ 何レ今ノ童ヤラン 本ノ禿ヤラン 恐シカリケル事也

（禿童）

（ロ）只住吉玉津嶋ノ此道ノ崇神タルノミニ非ス伊勢石清水賀茂春日ヨ

リ始奉テ託宣ノ詞ハ夢想ノ告何モ歌ニ非サルハ少シ 靈神ノ御歌

ニ名ヲ連明王ノ御製ニ肩ヲ並事此道ノ外ハ又何事カハ有ヘキ

（和歌德）

（イ）西行法師ガ道心ヲ發シツ、諸國修行ニ出ルトテ賀茂明神ニ參ツ、通夜シテ後世ノ事ヲ申ケルニモサスガ名殘惜クテ カシコマル四

手ニ涙ゾ係リケル又イソカモト思ミナレハ 讀テ涙グミタリケン

事急度思出給ヒツ、袖ヲソ濕シ給ケル 彼ハ諸國流浪ノ上人也

命アラハ廻リ會世モ有ヌベシ

（小松殿夢熊野詣）

（二）堀川院御宇承保元年十月ニハ八幡賀茂兩社ノ行幸ノ日園城寺ノ惡徒等参洛スト聞エシカバ前下野守義家弓箭ヲ帶シ軍兵三千餘騎ニテ御輿ノ後右衛門ノ陣ニ候シヲコソ希代ノ勝事也トテ人驚耳目

（山門變改）

（ホ）年來日來諸々神々廻行祈ル祷ノ甲斐アリテ本意ヲトゲヌル嬉サヨ

昔モ今モ神ノ御利生嚴重也 春日八幡賀茂下上松尾平野稻荷祇園ニ參ツ、賽セントゾ悦ケル

（文覺發心）

（ハ）又故伊豫守賴義二人ノ男ヲ三社ノ神ニ奉ル 太郎義家石清水次郎義綱賀茂社三郎義光新羅ノ社

（聞性檢八員）

（ト）伊豫守賴義二三人ノ子アリキ 國家ヲ守ランタメ家門ノ繁昌ヲ思故ニ三社ノ神ニ進ル 所謂ル太郎義家八幡大菩薩二郎義綱賀茂大明神三郎義光新羅權現

（賴朝義仲中惡）

（チ）二十四日夜半ニ法皇法住寺殿ヲ御出有テ賀茂ヘ入ラセ給タリケル力爰ハ都壬無下ニ近シ猶惡リナントテ御輿ニテ鞍馬ヘ御幸アリ

（リ）佛神ノ加護ニ非スハ難尋得トテ賀茂大明神ニ七日有御參籠賀劔ノ圓融房御幸）

ここでも、賀茂社・石清水八幡宮が神社の筆頭にあげられている。

この順序が逐一併用されてしまうのは、うれしくない。

猶お、覚一本は「奏狀」を載せない。

都帰りの要因に山門の訴えがあつたことは、『山槐記』治承四年十一月二十六日の条に「依天台衆徒訴申并東國逆亂俄又有還御也」

とみえている。

(木)は、清盛が「直人」でなく、「神祇ヲ敬ヒ佛法ヲ崇給シ事」も抜きんでていた、その一例として日吉社参詣があげられているとこ

五〇九

摂関家の盛儀として、春日社の前に賀茂社参詣があげられている。

摂政・関白の賀茂参詣の様は「賀茂皇太神宮記」に「申の日關白賀茂詣し給ふなり（中略）次に公卿殿上人騎馬前駆せらる
も騎馬なり」と描かれている。

「頼通、及びその腹心の源隆国（宇治大納言）が晩年に隠棲し、院政期には摂関家の人々が多くここに来往したことによつて政界の裏舞台の一つとなつて重きをなした」^{（注二）}とのことである。

賀茂社参詣と「宇治入り」が取り換えられた理由も、ただ今のところ、詳にし得ない。

乙 覚一本にはあるが、延慶本にはないもの

此人ノ母八賀茂大明神ニ志運奉テ我子ノ邦綱二日也其

蔵人(10)ヲ經サセ給ハント(11)析申(12)ケルニ(13)夢ニ賀茂社(14)ノ神人檜榔毛ノ車ヲ將テ來テ我家ノ車宿ニ立ト(15)見タリケルヲ不得心思テ(16)物知タリケル人ニ語(17)ケレバ(18)公卿ノ北方ニコソ成給ハンズラメト合セタリ(19)母思ケルハ我身年(20)闌タリ(21)今更夫スベキニ非(22)サテハ妄想ニヤトテ過シケル程ニ子息ノ邦綱藏人(23)ハ事モ疎也(24)夕郎貫首ヲヘテ正二位大納言ニ至給ヘリ(25)是偏ニ母賀茂大明神ニ志運給ケル故也

(同人思慮賢)

校異①「此人大納言まではおもひもよらざりしを」アリ ②ナシ
③「うへ」アリ ④ナシ ⑤歩を ⑥ナシ ⑦「ねがはくは」
「アリ ⑧ナシ ⑨でもさぶらへ ⑩「頭」アリ ⑪ナシ
⑫給へ ⑬「百日肝膽をくだいて」アリ ⑭「され」アリ
⑮が ⑯「ある夜の」アリ ⑰・⑱ナシ ⑲よせ ⑳「いふ
夢を」アリ ㉑ナシ ㉒「是」アリ ㉓ナシ ㉔「給へ」ア
リ ㉕ナシ ㉖「それは」アリ ㉗ならせ給ふべきにこそ
㉘「ければ」アリ ㉙・㉚ナシ ㉛「すでに」アリ ㉜き様
のふるまひあるべし共おぼえず ㉝ナシ ㉞の給ひけるか御
子 ㉟「頭」アリ ㉟よろし ㉟ナシ ㉟あがり給ふこそ
㉟「目出けれ」アリ ㉟ナシ

乙に属する用例は右の一例だけである。

これは、邦綱の母が息子の蔵人就任を願つて賀茂社に詣で、その御利益で邦綱は正二位大納言にまで至つたという靈験譚である。

校異①・②・③なし ④是 ⑤ミヘ ⑥「殿上人前駆モ上達部ナムト遣ツ、ケナムトシテソ御シケル」あり

甲に属する用例は右の五例である。

(イ)は、二条天皇と後白河上皇の対立の中、天皇を呪詛させたといふことで資賢以下が「見任ヲ被解却」ところである。

一(イ)に某法印が茶枳尼の法を修したことが出ていたが、賀茂社にはこのような凄まじい行の話が多いようである。一(イ)の覚一本で「内裏へ奏聞」されたのは、前述のように中止させたことがためられてと読みとれるのであるが、この例をみると、「大願」の内容が気にかかるてということもあつたのかもしれない。

資賢以下が「見任ヲ被解却」たことは『帝王編年記』の「六月二日院中人々解官修理大夫 資賢卿 上總守雅賢等也」とある。

これに対し、延慶本の方は『愚管抄』と密接な関係を持つている。

『愚管抄』のものは

主上ヲノロヒマイラセケルキコエアリテ賀茂ノ上ノ宮ニ御カタチヲカキテノロヒマイラスル事見アラハシテ實長卿申タリケリカウナギ男カラメラレタリケレバ院ノ近習者資賢卿ナド言悟勤ノ人々ノ所為トアラハレニケリ サテソノ六月二日資賢が修理大夫解官セラヌ

(注) 延慶本と異なる部分に傍線を付けた。

のごとくであり、そのまま写してはいないものの、どちらかがもう一方を参考にしていることはまちがいない。筆者は『愚管抄』が年

を追つて事件を記したものなので、それが（これを二条天皇と後白河上皇の対立を示す一例話とする）延慶本より先出だらうと考える。ところで、覚一本には、このような具体例は全くない。源平盛衰記、延慶本、覚一本の三様のあり方の関係については、ただ今のところ詳にし得ない。

(四)は、徳子の御産にあたつて、四十一の神社に願が立てられ、七十四の寺で誦経が始まられたことを記しているところである。

石清水八幡宮・賀茂社が神社の筆頭にあげられるのは、一(四)などにみてきた。

延慶本は賀茂社に続けて「北野 平野 稲荷 祇園」をあげて行くが、この順序が何を根拠にしたものか詳にし得ない。

『山槐記』の治承二年十一月十二日には、神社・仏寺が網羅されているが、それによれば、源平盛衰記は誤りがない。

覚一本は「神社は太神宮を始め奉て二十餘ヶ所佛寺は東大寺興福寺以下十六ヶ所に御誦經あり」とあり、神社・仏寺の数とも史実を外れる。猶お、伊勢神宮が入れられているところには、国王の祈願所の第一としてそれを押し出す、覚一本の傾向が伺える。^(注)

(イ)は、高倉上皇が嚴島に御幸された理由を推察しているところである。

賀茂社については、一(四)で述べた以上のことではない。

(二)は、「奏狀」の中で、平安京が神社・仏寺に護られた「吉處」であることを述べたところである。

(木)は、義仲軍の恐いもの知らずの収奪振りが、都人上下の反感を買つていく部分である。

「神社佛閣權門勢家」で最も憚るべきものとして賀茂社・石清水八幡宮があげられた訳である。

三本のうち、延慶本だけが「八幡 賀茂」の順で逆になっているが、源平盛衰記でも(口)と(木)は逆である。このことは、両社が同格であることを示すものかと考えられる。

表現は源平盛衰記が他二本とかなりの異なりをみせている。賀茂社・石清水八幡宮に続けて「稻荷 祇園」を付け加えたりしているが、その背景は明らかにし得ない。

(注) 富倉徳次郎著『平家物語全注釈』中巻 一二二頁

甲 延慶本にはあるが、覚一本にはないもの

(イ) 同二年六月二日修理大夫資賢少将通家上総介雅賢等見任ヲ被解

却 是ハ去比賀茂社ニ参籠スル男有 事ノ體恵シカリケレハ社司彼男ヲ掲捕テ内裡ニ奉タリケレハ子細ヲ被召問ケリ 天子ヲ奉呪咀之由白状シタリケリ 若此人々ノ造意也ケルニヤ

(基盛打殿下御隨身)

校異猿程ニ又主上ヲ呪咀シ奉ル由聞ヘ有テ賀茂上ノ社ニ主上ノ

御形ヲ書テ種々ノ事共ヲスル由実長卿聞出テ奏聞セラレタ

リケレハ巫男一人掲取テ事ノ子細ヲ召問ニ院ノ近習者資長卿ナト言格勤ノ人々所為也ト白状シタリケレハ資長卿修

(口)① 凡神社ニ被立御願事ハ石清水賀茂社ヨリ始^⑤テ^⑥新西宮東光寺ニ至ルマテ四十一箇所佛寺ニハ東大寺興福寺ヨリ常光院圓明院マテ七十四箇處ノ御誦經アリ

(中宮御産)

校異①又 ②・③なし ④ヲ ⑤「奉」あり ⑥「北野平野稻

荷祇園

あり ⑦延暦園城廣隆円宗寺ニ至

⑧讀

(ハ)① サレハ^②神明ノ御計ニテ入道^③ノ心モ和キ^④法皇モクツロカセ

給フ御事ヲ御祈誓ノ為ニ^⑥賀茂八幡兩社ノ御幸ヨリ^⑧前ニ新院嚴

嶋ノ御幸ハ有ケルニコソト^⑪^⑫人申ケリ^⑬（入道信同社辨垂跡）

校異①カ、リケレ ②「上ニハ御同心ノ由ニテ下ニハ」あり

③「謀反」あり ④「ヤスルト思召テ」あり ⑤なし ⑥

八幡賀茂

⑦なし ⑧「モ」あり ⑨なし ⑩へ參セ給

⑪「モ」あり ⑫なし ⑬言ヘリ ⑭「是ハ法皇ノイツト

ナク打籠ラレテ渡セ給御事ヲ歎思召ケル余ニヤ」あり

(二)① 况賀茂八幡比叡春日平野大原松尾稻荷祇園北野鞍馬清水廣隆仁

和寺如此神社佛寺等者或大聖鑒機縁垂跡或權者相勝地占砌則

是護國護山之崇廟也 將又勝敵勝軍之靈像也（山門都返奏狀）

校異①・②・③・④・⑤なし ⑥占メ地ヲ建テ護國護山之崇廟

ヲ安ス勝敵勝軍之靈像ヲ

(木)① 一年日吉社ヘ被參ケルニモ上達部殿上人アマタ遣連ナトシテ一

ノ人ノ賀茂春日ナドヘ御參詣アランモ加程ノ事ハアラジトゾ覺

(入道非直人)

をとつてゐる。

覚一本では、この「聖」は雷の落ちた「杉の洞に壇をたてて」「外法」を行つていたのであり、その不気味さが描出されていると言えそうである。猶お、この「聖」が追い出される次第は、覚一本の独自記事である。そこで、「内裏へ奏聞」されたのは、願を中止させることがためらわれたからであろう。

一方、延慶本では神風を描出して、それが宝殿の戸を開くことになつているところが注目される。靈験の生じる異様な雰囲気に迫つてゐるのは延慶本だけである。

(四)は、高倉上皇の嚴島参詣の計画に対し、山門の衆徒が先例をたてに異議をとなえるところである。

譲位後「必ズ先」参詣しなければならない神社だから、皇室の帰依の最もあついものであろう。源平盛衰記は、そのような神社として、石清水八幡宮と賀茂社二社をあげるだけであるが、覚一本はそれに春日社を加えた三社、延慶本に至ると更に平野社を加えて四社になる。神社の順序は例の「山門都返奏状」のそれに依つているとみなされる。

従つて、諸本の傾向としては、源平盛衰記が特に石清水八幡宮と賀茂社を皇室に関り深い神社として強調していること、覚一本が春日社を押し出していることが指摘できよう。

なお、『玉葉』によると、まず発起したのは園城寺の大衆で、それが延暦寺や南都の衆徒を語らつたということである。『玉葉』に

一致するのが延慶本であり、源平盛衰記は「諸寺諸山騒動シテ」と曖昧になり、覚一本に至ると山門の大衆だけになつて、史実をはなれ、山門の硬派ぶりを強調することになつてゐる。

(八)は、平安京への遷都にあたつて、この地にあつた賀茂社へその旨が告げられたということがあげられているところである。

賀茂明神は平安京の地主神のようなものだつたわけで、この京と浅からぬ縁を持つてゐることになる。『平家物語研究事典』では「帝都の範囲の決定に関する示現を得べく賀茂大明神に上告した」と説明されているが、そのことは平家物語からは読みとれない。

報告のことは『日本紀略』の延暦十二年二月一日に「遣參議治部卿壹志濃王等告遷都於賀茂大神」とある。

猶お、平安在都の年数が、源平盛衰記と延慶本・覚一本で異なる。「延暦十三年から治承四年まで三百八十七年」^(注)だから、延慶本・覚一本が史実に近く、源平盛衰記は數を誇張してゐることになる。

(二)は、賀茂に斎院の制度が設けられた経緯を記して、兵乱鎮定の立願の先例の一つとしている箇所である。

もう一つの先例は天慶二年の將門・純友が謀反の時に始められた石清水八幡宮の臨時の祭である。従つて、ここでも賀茂社と石清水八幡宮が天皇や朝廷と関り深い神社としてあげられていることになる。

斎院のことについては『簾中抄』に「天皇ならの御門と御なかよからぬあひだ御祈にはしめて賀茂の斎院をたてらる」とある。

書影印本に、覚一本は日本古典文学大系本に依った。

三本に共通する用例は右の六例である。次ぎに、各例について分析を試みる。

(イ)は、成親が大将に任せられるよう賀茂社に願をこめるところである。源平盛衰記では成親はまず春日社にあたり、次ぎに石清水八幡宮に転じ、最後にこの賀茂社に至っているのである。彼が一番に春日社に参籠したのは、藤原の出である以上、当然とみなせる（ただし、延慶本・覚一本には春日参籠のことはない）。春日社に失望した後、成親は石清水八幡宮・賀茂社に向かう。これは、「山門都返奏状」(二甲(二))に示された「賀茂 八幡 比叡 春日」（延慶本には比叡はない）という神社の序列表を踏まえたものであろう。

この部分の構成は、延慶本と覚一本が一致し、源平盛衰記が異なる。

源平盛衰記では、成親は上の社に仁和寺の俊堯法印を籠めて孔雀経の法を、下の若宮に三室戸の法印某を籠めて荼枳尼の法を行わせた、ところが、満願の日は空も荒れ、雷が落ちて、若宮が類焼してしまった、成親は「僧モ法モ輕テ信心ガナ」いからだと言つて、自ら精進して下の社に参籠した、ところが、満願の日、「夢現トモ覺エ」ぬ中で、「赤衣ノ官人」に引き出され、賀茂明神から「櫻花」の託宣を受けた、それが「身ニシミオソロシクテ大将ノ所望ハヤ」んだのであつた、となつてゐる。

成親が一度「恐ロシキ夢ニ思止」るとしているのは延慶本と对照

的である。源平盛衰記は靈夢の「恐ロシ」さを強調している訳で、(イ)の部分の後に、神罰の先例をあげて「不思議」の解釈を示していることも、このことを証していると思う。

一方、延慶本・覚一本では、成親が自ら参籠したことが先とされ、彼は託宣に憚らず荼枳尼の法を行わせることになつてゐる。

従つて、延慶本・覚一本では成親の願いを拒絶する賀茂明神の荒らくしい靈示に向かつて緊張を高めることによつて、成親のとどまるなどを知らない執心の暗さを強調しているといえよう。特に、延慶本は「成親卿是ニモ思知サリケルコソ淺猿ケレ」の一文を添えて、執心のために目が眩んでしまつたことを明示して、この問題にこだわりすぎて一身を滅ぼすことの伏線としている。

この外、表現や記事の特徴をあげると、成親が賀茂社に関つた日数が三本で異なり、延慶本が三日目と「七日ニ満ル夜」（「日詣」の満ちる日ではあるまいと思うので）で十日程と最も短く、覚一本が都合八十二日程で最も長い。師長が左大将を辞したのは『公卿補任』によると、安元三年（一一七七）正月二十四日であり、同日に、重盛が左大将に、宗盛が右大将に任じられている。師長の左大将辞任の気配が知れわたつていたのであろうが詳らかでなく、日数の長短の史実上の妥当性を明らかにすることはできない。

又、覚一本には下鴨社が全くでてこない。そして、このことと関係もあるが、源平盛衰記・延慶本が仁和寺の俊堯法印、三室戸法印と具体的であるのに対し、覚一本は「ある聖」と漠然とした記し方

トヘ御幸有テコソ何ノ社ヘモ御幸アレ（延）・すべらせ給ひ

て諸社の御幸のはじめには八幡賀茂春日などへこそならせ給

ふに（中略）石清水賀茂春日へならずは我山の山王へこそ御幸

はなるべけれ（覚）

（ハ）愛宕郡ニ御座賀茂大明神①ニ被告申同②十三年ニ長岡京ヨリ此平安城

ヘ遷給テ以来都ヲ他所ヘ不被遷帝王三十二代星霜⑥四百餘歳也

（遷都）

校異①告申サレテ（延）・告申させ給ひて（覚）②同十三年甲

十月二十一日辛酉（延）・延暦十三年十一月二十一日（覚）

③京（覚）④遷給シヨリ以来タ（延）・うつされて後（覚）

⑤都ヲ他所ヘ不被遷シテ（延）・ナシ（覚）⑥「は」アリ

（覚）⑦三百八十八年ノ春秋ヲ經タリ（延）・三百八十餘

歳の春秋ををくりむかふ（覚）

（二）嵯峨天皇①御宇②大同五年庚寅平城④ノ先帝典侍⑤勸ニ依テ世ヲ乱給

シカハ其⑨祈⑩ニ始⑪テ帝ノ第三⑫皇女有智内親王ヲ賀茂ノ齊⑯ニ立奉ラセ給キ⑰是ヨリ齊院ハ始⑲レリ

（大神宮行幸願）

校異①皇帝（覚）②「ノ」あり（延・覚）③時（延・覚）

④大同五年庚寅（延）・ナシ（覚）⑤「は」アリ（覚）⑥なし

（延）⑦尚（延・覚）⑧「カ」あり（延）・「の」アリ（覚）

⑨し時（覚）⑩「御」あり（延・覚）⑪「のため」アリ（覚）

⑫・⑬ナシ（覚）⑭「ノ」あり（延）⑮「院」アリ（覚）⑯ノ初

（注）延慶本・覚一本の校異を後に付け加えた。その際、（延）

（ナシ（覚）⑯けり（覚）⑰又（延）・ナシ（覚）⑲ノ初

也（延・覚）

（木只人民ノ煩ノミニ非 賀茂八幡稻荷祇園ヨリ始テ神社佛閣權門勢

家ノ御領ヲモ嫌ハス青田ヲ刈取テ株ニ飼堂塔卒都婆ナトヲ破取テ

薪トシケリ 狼藉不斜 殆人倫ノ所為トモ不覺（木曾洛中狼藉）

テ馬ニ飼人ノ倉ヲ打破テ物ヲ取ル（延）・賀茂八幡の御領と

もいはず青田を刈てま草にす 人の倉をうちあけて物をとり

持てどをる物をうばひとり衣裳をはぎとる（覚）

（イ）同十四日伊勢①石清水賀茂②三社③ヘ奉幣使ヲ被立④平家追討ノ御

祈之上三種神器無事故⑤可返入給之由被載宣命ケリ 上卿ハ堀河

大納言忠親卿也 又今日ヨリ神祇官人并諸社司等本宮本社ニシテ

追討ノ事可祈申之由院ヨリ被仰下ケリ

（三社諸寺祈禱）

校異①なし（延）②三（覚）③「大神宮」あり（延・覚）

④二（延）・春日ヘ（覚）⑤「院ヨリ」あり（延）⑥官

（覚）⑦平家追討并（延）・主上并（覚）⑧「都ヘ」あ

り（延）⑨返入セ給ヘキヨシヲ祈申サル 上卿ハ堀川ノ大

納言忠親卿也 神祇官人諸社々司本宮本社ニテ調伏法ヲ行ヘ

キヨシ同衣仰下ル（延）・かへりいらせ給へと神祇官の官人

もろくの社司本宮本社にて祈誓申すべきよし仰下さる（覚）

（注）延慶本・覚一本の校異を後に付け加えた。その際、（延）

神モ不法ノ祈誓ヲトカメテ加様ノ懈怠モアレトテ七日精進シテ下

社ニ七箇日籠テ所願成就ト被申ケリ 七日ニ満スル誰カレ時ハカ

リニ夢現トモ覺エス赤衣ノ官人二人来テ大納言ノ左右ノ手ヲ引張

社頭ノ白砂ニ引落ス コハイカニトオボス處ニ**大明神**御殿ノ戸ヲ

推ヒラカセ給ヒテカク 櫻花賀茂ノ河風恨ナヨ散ヲハワレモエコ

ソト、メネ ト高ラカニ大納言ノ耳ニ聞エケレハ身ニシミオソロ

シクテ大將ノ所望ハヤミニケリ

（成親望大將）

校異①「是ノミナラス賀茂ノ上社七ヶ日鴨御祖社ニ七ヶ日忍テ歩行

ノ日詣ヲシテ百度セラレケリ 帰命頂礼別雷**大明神**所修納受

シテ所祈ニ答給ヘト社祈ケルニ第三日ニ當ル夜詣テ下向シ給

テ中御門ノ宿所ニ亞相臥給タリケル夜ノ夢ニ上ノ御前ニ候ト

オホシキニ神風心スコク吹下シテ御**寶殿**ノ御戸ヲ屹ト社押開

タリケルニ良暫ク有テユ、シク氣高女房ノ御音ニテ一首ノ哥

ヲソ被詠ケル サクラ花賀茂ノ河風ウラムナヨチルヲハエコ

ソ留メサリケレ 成親卿夢中ニ打歎テ驚カレケリ」あり（延）

・「新大納言是におそれをもいたさず晝は人目のしげければ
夜な／＼歩行にて中御門鳥丸の宿所より賀茂の上の社へな、
夜つゞけてまいられけり な、夜に満ずる夜宿所に下向して
くるしさにうちふしちとまどろみ給へる夢に賀茂の上の社へ

まいりたるとおぼしくて御**寶殿**の御戸おしひらきゆ、しくけ

だかげなる御聲にて さくら花かもの河風うらむなよちるを

ばえこそとめざりけれ」アリ（覚） ②なし（延）・新大

納言（覚） ③是ニモ不憚（延）・猶おそれをもいたさず

（覚） ④上ノ社ニハ（延）・かもの上の社に（覚） ⑤仁

和寺俊堯法印ヲ籠テ真言秘法ヲ行ケリ 下若宮ニハ三室戸法

印ヲ（延）・ある聖を（覚） ⑥天ヲ社行ケルホトニ（延）

・の法を百日おこなはせられるほどに（覚） ⑦七日ニ満

ル夜俄ニ天ヒ、キ地動クホトノ大雨フリ大風吹テ雷鳴テ御**寶**

殿ノ後ノ柾木（延）・彼大帽（覚） ⑧天火燃付テ若宮ノ社

焼ニケリ（延）・雷火飫うもえあがて宮中既にあやうくみえ

けるを宮人どもおほく走あつまて是をうちけつ（覚） ⑨「さ

て彼外法おこなひける聖を追出せむとしければわれ當社に百

日參籠の大願ありけふは七十五日になるまたくいづまじとて

はたらかず 此由を社家より大裏へ奏聞しければ只法にまか

せて追出せよと宣旨を下さる 其時神人しら杖をもて彼聖

がうなじをしらげ一条の大路より南へおひだして「アリ

（覚） ⑩ハ非例ヲ稟給ハネハ（延）・非礼を享給はずと申

に（覚） ⑪なし（延）・此大納言非分の大将を祈申され

ればにや（覚） ⑫出来ニケルニヤ（延） ⑬成親卿是ニモ

思知サリケルコソ淺猿ケレ（延）・ナシ（覚） ⑭なし（延）

・覚）

（口）帝王位ヲ退セ給テハ必ズ先ズ先八幡賀茂兩社ノ御幸有テ其後何レ

ノ社ヘモ思召立御事也

（新院嚴嶋鳥羽御幸）

『源平盛衰記』における賀茂社と

賀茂明神

橋 口 晋 作

拙稿「延慶本『平家物語』」、「源平盛衰記」、覚一本『平家物語』における泰山府君^(注一)において、「源平盛衰記」(後は『』を付けない)にみられる赤山明神の例としてあげた箇所に

七日ニ満スル誰カレ時ハカリニ夢現トモ覺エス赤衣ノ官人二人

来テ大納言ノ左右ノ手ヲ引張社頭ノ白砂ニ引落ス^(注二)（成親望大将）

がある。この「赤衣ノ官人」は賀茂明神に仕える執行神であり、

その働きは「源中納言夢^(注三)」にみられるそれ(前掲論文の④)に一致している。

ところで、「源中納言夢」の例の箇所には、春日明神は登場してい

るが、賀茂明神は言及がなく不明ともみえる。しかし、筆者は、その場が「衣冠タ、シキ人ノユ、シク氣高ガアマタ並居タ」とされてることや、春日明神が「中座ノ程ニ有」つたとされていることなどから、言及の機会こそなかつたものの賀茂明神も列席していることになつてゐると思うのである。

そこで、本稿では、このことを確認すべく、源平盛衰記の神々の中における賀茂明神の位置を探つてみたい。

方法としては、源平盛衰記における賀茂社・賀茂明神の全用例をあげて、それらを延慶本『平家物語』(後は延慶本と略する)・覚一本『平家物語』(後は覚一本と略する)のものと比較することとする。従つて、源平盛衰記における賀茂社・賀茂明神の特徴をみることがむしろ主題のような観を呈することになるかと思われる。かなりの混乱を来たしそうであるが諒解せられたい。

方法上、用例の、延慶本・覚一本における有無を目安にすることになる。従つて、

一、三本に共通する用例

二、二本に共通する用例

三、源平盛衰記だけにある用例

の三節に分け、用例をあげて、みていく。

(注一)『語文研究』第四十八号(昭和五四年一二月)所収

(注二)源平盛衰記は内閣文庫蔵十一行古活字本に依つた。

(イ) ^①成親卿ハ^②コレニモ更に恐ス 猶又賀茂上社^③ニ仁和寺ノ俊堯法印^④ノ場^⑤が「衣冠タ、シキ人ノユ、シク氣高ガアマタ並居タ」とされて^⑥ノ籠テ孔雀經ノ法ヲ行^⑦下ノ若宮ニハ三室戸ノ法印某籠テ茶吉尼ノ法ヲ修ス 七箇日ニ満日晴タル空俄ニ曇雷電雲ニ響キ風吹雨降^⑧ナントシテ天地震動スル事ニ時ハカリ有テ彼寶殿ノ後杉ニ雷落係^⑨ケリ^⑩神ハ不稟非礼ト言事ナレハ非分人事ヲ祈申サレケレハ係ル^⑪フシキモ出来ニケリ 大納言ハ僧モ法モ軽テ信心ガナケレバコソ